

## 議案第13号 大津市介護保険法に基づく介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止について

それでは、議案第13号、大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止について、お手元のタブレット配信に基づき、御説明申し上げます。

2ページをお願いします。

1 介護療養型医療施設についてですが、介護療養型医療施設は資料に記載のとおり旧介護保険法に定義づけられているもので、平たく言いますと「医療の必要な要介護高齢者のために介護保険が適用できる長期療養施設」であります。

大津市内では、堅田病院1件のみを指定しておりました。

3ページをお願いします。

2 廃止に至る経緯についてですが、介護療養型医療施設と似たサービスとして、医療療養型病院があります。これは、病状が安定している慢性期の患者に対し医療的なケアやリハビリを提供する医療機関であり、医療保険が適用されます。

財源が異なる似たサービスが共存するため、厚生労働省が平成18年に実態調査を実施したところ、介護療養型医療施設と医療療養型病院の利用者の医療依存度の高さは同程度であり、明確な棲み分けができていないことが発覚しました。

厚生労働省は介護療養型医療施設の廃止を決定しましたが、平成29年度末まで経過措置期間が設けられました。

4ページをお願いします。

平成30年度の報酬改定により介護療養型医療施設の受皿として、「介護医療院」が新設されました。サービス移行までの経過措置期間として、廃止期限が平成29年度末から令和5年度末まで延長されました。

令和5年度末で介護療養型医療施設が廃止となることから、このたび『大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例』を廃止するものです。

なお、大津市で唯一指定を受けていた堅田病院は、今年の1月末で介護療養型医療施設を廃止し、医療療養型病院に転換されています。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。